

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 本町の位置と地勢等

三股町は、宮崎県の南西部、都城盆地の東部に位置し、東は県都宮崎市に接し、北及び西は本県第二の都市である都城市に、南は日南市に接している。

面積は、110.02km²であり、東西18.0km、南北12.7kmの東西に細長い地形で、町の約70%は鱈塚山系に囲まれた平均標高250mの台地から形成されている。

町の中央を東から西に流れる沖水川により河岸段丘や扇状地が形成され、そこに開けた平野に田畑や住宅地、工業団地が広がっている。

市街化が進むまちの西部は、都城市の市街地と連なっており、都城盆地として同一の生活圏が形成されている。

(2) 本町の過去の災害

宮崎県では日向灘を中心とした周期に発生する地震をはじめ各所で地震が発生しているが、三股町では地震による大きな被害の記録は残っていない。

過去の台風・豪雨による被害については、昭和44年に大雨による崖崩れが勝岡地区で発生し、中学生4名が亡くなり、また、平成17年には台風14号による大規模な土砂崩れが梶山地区で発生し、2名が亡くなるという悲惨な被害が発生している。

(3) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

近年、1時間当たりの雨量が50mmを上回る豪雨が全国的に増加するなど、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化している。また、台風はほぼ毎年のように接近・通過している。

本町には、東西に流れる沖水川・高畑川・萩原川及び年見川があり、今後、長期間の豪雨や地震が発生した場合は、各河川の堤防の越水や決壊などの被害が発生する懸念がある。

また、町内には諸所に「ため池」が存在しているため、堤体の越流や決壊の恐れがある。

(土砂災害：ハザードマップ)

本町の東側は、鱈塚山系の急峻な山に囲まれた中山間地にあり、土砂災害危険区域等に指定されている地域が多くある。そのため、前述したように、降雨期や台風により小規模ではあるが土砂災害が発生することもある。

過去の大きな災害としては、長期間の豪雨が続いた場合、家屋を巻き込むような災害が発生している。

(地震：J-SHIS)

本町はユーラシアプレート上に位置し、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込むことによって発生する地震が、過去十数年から数十年間隔で発生するという地震活動が活発な地域に含まれている。

この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内にマグニチュード7.6前後の地震が10%程度、マグニチュード7.1前後の地震が70~80%の確率で発生するとされており、本町に大きな被害を及ぼす可能性がある。

さらに、駿河湾から日向灘まで伸びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生しており、南海トラフで科学的に考えられる最大クラス(マグニチュード9)の地震である「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、甚大な被害が想定されている。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、新型コロナウイルス感染症のように全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(4) 商工業者の状況 (令和3年3月31日時点)

- ・ 商工業者数 845人
- ・ 小規模事業者数 732人

【内 訳】

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
建設業	185	181	町内に広く分散している
製造業	83	72	蓼池地区に多い
卸売業	47	31	町内に広く分散している
小売業	167	135	町内に広く分散している
飲食・宿泊業	67	64	町内に広く分散している
サービス業	243	214	町内に広く分散している
その他	53	35	町内に広く分散している
合 計	845	732	

(5) これまでの取組

1) 三股町の取組

- ・ 防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ 三股町土砂災害・洪水ハザードマップ策定
- ・ 三股町防災ポータル・アプリ
- ・ 三股町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・ 防災拠点となる公共施設の耐震化
- ・ 防災行政無線のデジタル化
- ・ 避難行動要支援者の個別計画策定
- ・ 物資の供給に係る民間事業者との協定締結
- ・ 三股町立地適正化計画の策定

2) 当会の取組

- ・ 事業者事業継続計画 (BCP) に関する国の施策の周知
- ・ 県並びに県提携の損害保険会社によるBCP支援セミナーの周知・受講
- ・ 「商工会災害助け合い基金」への加入
- ・ 経営者等のリスクマネジメントのための共済・保険への加入推進
- ・ 感染症対策備品 (マスク、消毒液等) の備蓄

II 課題

- ① 事業者の災害等リスクに対する関心が低く、BCPに関する情報提供・周知が不十分である。
- ② 事業継続力強化について助言を行える経営指導員等が不足しており、事業者に具体的なBCP作成支援や損害保険・共済等の提供が充分できていない。
- ③ 災害発生時、緊急対応する体制や関係機関と連携する体制が構築されていない。

III 目標

- ① 当会は、小規模事業者に対し、災害等リスクやBCPの情報を提供し、事業継続力を強化することの重要性を認識させる普及啓発活動を行う。
- ② 当会は、地区内の事業者に対して災害リスクを周知させる普及啓発活動を行いながら、簡易なBCP（「中小企業・小規模事業者のための事業継続計画（BCP）」等）の作成支援を行う。
また、自然災害等によって罹災した際、資金を確保できるよう「ビジネス総合保険」等への加入を促進する。具体的には、5ヶ年で10事業所の新規加入を目指し、事業者の事業継続力の強化を図る。
- ③ 当会は、災害等発生時に宮崎県や三股町等と連携できるように関係機関との連携体制を構築し、災害等が発生した際には円滑な連携ができるようにする。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と三股町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報誌や町広報紙、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを開催もしくは共催する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者に対し常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・事業者に対し事業者BCPの策定による実効性のある取組を推進するため、連携して当計画を実施する損害保険会社が提供する「中小企業・小規模事業者のための事業継続計画（BCP）」等を活用しBCPを作成する。
また、損害保険会社が提供する「ビジネス総合保険」等への加入を促進し、事業者の事業継続力の強化を図る（本商品は、現段階において感染症に対する補償も対象となっている）。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和4年度中に作成

3) 関係団体等との連携

- ・連携して当計画を実施する損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として

- 各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- 関係機関への普及啓発チラシ・ポスター等の掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- 認定された本会の事業継続力強化支援計画を当会ホームページや三股町ホームページへ掲載する。
- 当会小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- 「経営発達支援事業等協議会」に合わせて、「三股町事業継続力強化支援協議会(仮称)」(構成員：三股町企画商工課、当会(法定経営指導員の参画含))を開催し、状況確認や改善点等について協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害(大型台風の直撃、長期間の豪雨継続、マグニチュード9の地震)が発生したと仮定し、三股町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施)。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- 発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を当会と三股町で共有する。)
- 町内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- 感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、三股町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- 当会と三股町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例)職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- 大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

【 被害規模の目安 】

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と三股町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

三股町で取りまとめた「三股町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

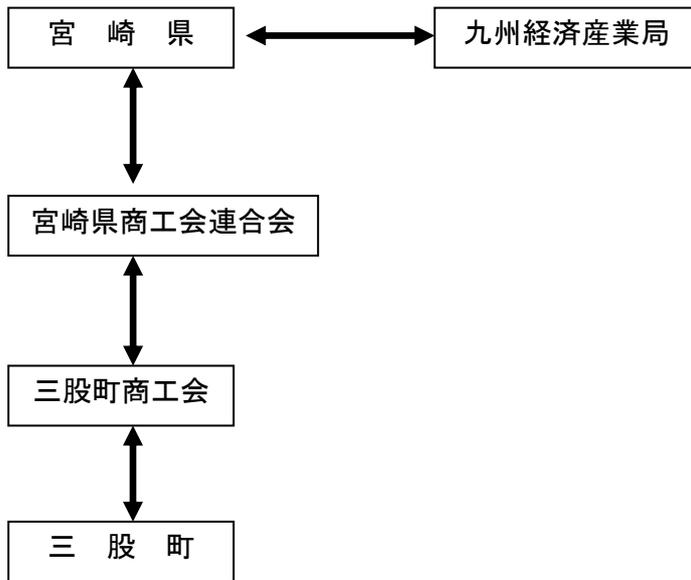
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域で行う活動について決める。
- ・当会と三股町は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と三股町が共有した情報を、宮崎県の指定する様式「被害状況内訳書」に記載し、当会より宮崎県商工会連合会を通じて宮崎県へ報告する。
- ・「被害状況内訳書」による報告ができない場合は、電話又はFAX等により報告又は情報共有を行う。
- ・感染症流行の場合、国や宮崎県等からの情報や方針に基づき、当会と三股町が共有した情報を宮崎県の指定する方法にて当会又は三股町より宮崎県へ報告する。

1) 報告様式

被害状況内訳書					【別紙】
【令和 年 月 台風 号】					商工会名 _____
令和 年 月 日現在 _____					担当者名 _____
					電話番号 _____
					FAX番号 _____
企業等の名称	商業・工業・その他の別	被害状況	被害額(千円)	備考	
	商業・工業・その他				

※商業・工業・その他野別の欄については、次の区分を参考にして当てはまるものを○で囲んでください。
 ○商 業 ～ 卸売業、小売業、飲食業
 ○工 業 ～ 製造業
 ○その他 ～ ①鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業、上記の商業・工業に該当しないもの
 ②観光施設等の被害報告があった場合は、その他に含めてください。
 ※被害状況については、全壊・半壊・床下浸水・床上浸水・商品流出・機械設備被害など、被害状況を記載してください。
 ※被害額については、分かる範囲で記載してください。不明の場合は記載不要です。

2) 情報共有・報告の流れ



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、三股町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町等の融資制度、補助制度等）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・共済金、各種給付金、補助金制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・宮崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を宮崎県や宮崎県商工会連合会に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

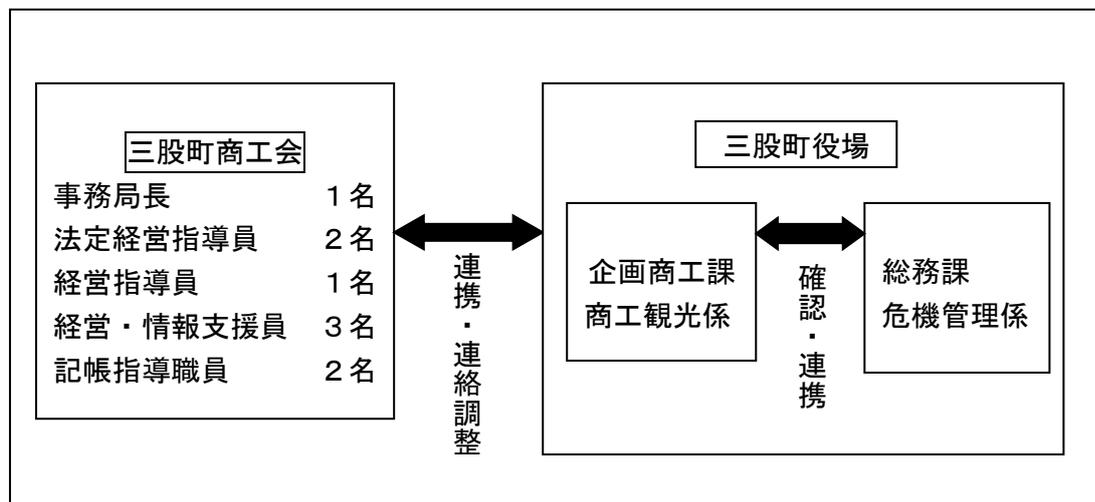
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年4月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

三股町商工会 経営指導員 上村 隆行 } ※連絡先は後述(3)①参照
" 経営指導員 木下 雄太 }

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画・立案し実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

三股町商工会

〒889-1901 宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4421番地22

TEL0986-52-2226 FAX0986-52-2249

E-mail:mimata@miya-shoko.or.jp

②関係市町村

三股町役場 企画商工課

〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

TEL0986-52-9084 FAX0986-52-9762

E-mail:syouko-k@town.mimata.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに宮崎県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	180	180	180	180	180
・ 専門家派遣費	40	40	40	40	40
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ チラシ等作成費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、町補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 宮崎支店 宮崎市広島2-5-11 東京海上日動ビル 宮崎支店長 平澤 宏基
連携して実施する事業の内容
1. B C P策定セミナーの共催 2. リスク認識やB C P関連情報の提供 3. 事業者のB C P作成支援 4. 事業者へのリスクファイナンスの提供
連携して事業を実施する者の役割
1. セミナーの企画・運営や講師の派遣 2. リスク実態やB C P情報が記載されたツールの提供 3. B C Pを作成するツールの提供と個別相談 4. 損害保険加入に関する相談、加入勧奨
連携体制図等